

## 北海道選挙管理委員会告示第20号

北海道選挙執行規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和7年6月27日

北海道選挙管理委員会委員長 大崎 誠子

### 北海道選挙執行規程の一部を改正する規程

北海道選挙執行規程（平成12年北海道選挙管理委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。

第97条第1項第1号へ中「500円」を「1,000円」に改め、同号へを同号トとし、同号ホ中「1,000円、」を「1,500円、」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ中「12,000円」を「23,000円」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

第97条第1項第3号イ中「船賃」の下に「、航空賃」を加え、「、ロ及びハ」を「からニまで」に改め、同号ロ中「10,000円」を「20,000円」に改める。

第97条第1項第4号イ中「10,000円」を「15,000円」に改め、同号ロ中「15,000円」を「20,000円」に改める。

### 附 則

この規程は、令和7年6月28日から施行する。